

令和4年  
6月27日(月)  
～  
7月27日(水)

# ご意見をお聞かせください

## 「潮来市過疎地域持続的発展計画(素案)」のパブリックコメント

令和2年国勢調査の結果により、令和4年4月1日付で旧牛堀町区域が一部過疎地域として指定されました。潮来市では、持続可能な発展や地域社会の形成をめざすため、「潮来市過疎地域持続的発展計画(素案)」を策定いたしましたので、多くの市民の皆さんからのご意見(パブリックコメント)を募集します。

### 【対象者】

潮来市に在住・在勤・在学の方  
潮来市に事務所等のある個人・法人・  
その他の団体の方

### 【計画素案の閲覧場所】

・潮来市ホームページ  
・潮来市役所本庁舎2階 企画調整課  
・潮来市立図書館  
・潮来市立中央公民館及び各地区公民館

### 【意見の提出方法】

次のいずれかの方法で、ご意見を提出してください。※7月27日(水)必着  
※宛先は、「潮来市役所 企画調整課宛て」としてください。  
(1) E-mail kikaku@city.itako.lg.jp  
(2) 郵送 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市役所 企画調整課  
(3) 持参 潮来市役所本庁舎2階 企画調整課  
(4) FAX 0299-80-1100  
(5) 各閲覧場所に設置の意見書投函箱への投函

【お問合せ】企画調整課 企画調整グループ ☎63-1111 内線211

## 住民税非課税世帯等へ 臨時特別給付金を支給します

1世帯  
10万円



※すでに受給した世帯は対象外となります。

	対象：次のいずれかに該当する世帯	申請方法・申請期限
①	世帯全員が令和3年12月10日時点で潮来市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税で、まだ給付金を受け取っていない世帯	申請書に必要事項を記入し、添付資料と一緒に、郵送または直接ご提出ください。 <b>申請期限：9月30日(金)</b>
②	世帯全員が令和4年6月1日時点で潮来市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯	対象世帯には、市から「確認書」を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返信してください。 <b>申請期限：確認書 9月30日(金)</b> <b>申請書 10月31日(月)</b>
③	令和4年度住民税課税世帯であるが、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当であると認められる世帯	「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」及び「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要事項を記入し、収入がわかる書類等を添付して申請してください。 <b>申請期限：10月31日(月)</b>

※①②共通して、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除きます。

※他にも条件があります。詳細はお問合せください。

※申請書は、潮来市社会福祉課、潮来市ホームページ、潮来市社会福祉協議会より取得できます。

【お問合せ】社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線391・397  
内閣府コールセンター ☎0120-526-145